

自己評価実施要項(案)

法科大学院認証評価

平成16年 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

はじめに

<<P>>

この自己評価実施要項は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下、「機構」という。）が定める法科大学院評価基準（以下、「評価基準」という。）に基づき実施する法科大学院認証評価（以下、「評価」という。）において、法科大学院が評価を受ける際に行う自己評価の方法等について記載したものです。

本要項の構成は、序章・第1章～第3章からなり、「序章 法科大学院認証評価について」で法科大学院認証評価の概要を記載しています。

対象法科大学院が行う自己評価の具体的方法や自己評価書の具体的な作成方法及び提出方法等については、評価別に「第1章 法科大学院認証評価（本評価）について」、「第2章 法科大学院認証評価（追評価）について」、「第3章 法科大学院認証評価（予備評価）について」の中でそれぞれ記載しています。

対象法科大学院においては、本要項を基に適切かつ効果的な自己評価を実施してください。

目 次

はじめに

序 章 法科大学院認証評価について

評価の目的	1
評価の基本的な方針	1
評価の実施体制等	2
評価の実施方法等	3
評価のスケジュール	5
評価の結果と公表	6
情報公開	6
評価の時期	6
教育課程又は教員組織の重要な変更への対応	7
追評価	7
予備評価	7
法科大学院開設後の機構における評価	8
年次報告書	9

第 1 章 法科大学院認証評価（本評価）について

対象法科大学院	11
実施時期	11
評価の内容	11
自己評価の方法等	12
1 対象法科大学院の「目的」	13
2 基準ごとの状況の整理	14
3 章ごとの分析	14
自己評価書等の作成及び提出方法	15
1 自己評価書の構成	15
2 自己評価書の作成方法	15
3 自己評価書の提出方法	17

第 2 章 法科大学院認証評価（追評価）について

対象法科大学院	18
実施時期	18
追評価の内容	18
追評価の自己評価の方法等，自己評価書等の作成及び提出方法	18

第3章 法科大学院認証評価（予備評価）について

対象法科大学院	19
実施時期	19
予備評価の内容	19
予備評価の自己評価の方法等，自己評価書等の作成及び提出方法	20
別紙 1 自己評価書様式及び記述例	21
別紙 2 法科大学院認証評価実施に係るスケジュール	27
別紙 3 年次報告書様式及び記述例	29
別紙様式 1 開講科目一覧	33
別紙様式 2 学生数の状況	34
別紙様式 3 教員一覧	35
別紙様式 4 授業科目別専任教員数一覧	36
参考資料 1 基準に対する自己評価の根拠となるデータ等例	37
別紙様式 1 開講科目一覧	63
別紙様式 2 学生数の状況	64
別紙様式 3 教員一覧	65
別紙様式 4 授業科目別専任教員数一覧	66
別紙様式 5 修了者の科目分類別修得単位数一覧	67
参考資料 2 評価報告書イメージ	69
参考資料 3 評価の要請に関する様式	71
参考資料 4 関係法令等	73

序 章 法科大学院認証評価について

本章は、機構が法科大学院に対して実施する法科大学院認証評価の全体の基本的事項について、記載したものです。

評価の目的

機構が法科大学院に対して実施する評価においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的として、機構が定める評価基準に基づき、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、以下のような基本的な方針に基づいて評価を実施します。

(1) 評価基準に基づく適格認定評価

この評価は、評価基準に基づき、各法科大学院の教育活動等の状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

機構は、すべての基準を満たしていると判断した場合に、適格認定を行います。

機構から適格認定を受けた法科大学院（以下、「機構認定法科大学院」という。）は、評価基準で定める要件を継続的に充足するだけでなく、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、教育活動等の水準を高めることに努めなければなりません。

(2) 教育活動を中心とした評価

この評価は、法科大学院が専ら法曹養成のための教育を行うことを目的としていることから、教育活動を中心とした評価を実施します。

(3) 各法科大学院の個性の伸長に資する評価

この評価は、評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、法科大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育活動等に関して各法科大学院が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各法科大学院の目的を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。ここでいう「目的」とは、教育上の理念・目的、養成しようとする法曹像等をいいます。

(4) 自己評価に基づく評価

評価は、教育活動等の個性化や質的充実に向けた法科大学院の主体的な取組を支援及び促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す評価基準及び本自己評価実施要項に基づき、法科大学院が自ら評価を行うことが重要です。

評価は、法科大学院が行う自己評価の結果（法科大学院の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。）を分析し、その結果を踏まえて実施します。

なお、機構では、機構の評価を希望する法科大学院の自己評価担当者に対し、機構の実施する法科大学院認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

法科大学院の教育活動等を適切に評価するため、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び法曹関係者並びに専門の事項に関し学識経験のある者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

(6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、評価の経験や評価を行った法科大学院等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

評価の実施体制等

(1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、法科大学院に関し高く広い知見を有する大学関係者及び、法曹関係者並びに文化その他の分野に関する学識経験を有する者により構成される法科大学院認証評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、評価部会を編成します。

評価部会には、大学関係者、法曹関係者及び有識者を配置します。

ただし、対象法科大学院に係る評価担当者は、当該評価部会には配置しません。

評価担当者は、国・公・私立大学、及び法曹関係団体等から広く推薦を求め、その中から、機構の運営委員会等の議を経て、決定します。

(2) 評価担当者に対する研修

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、評価担当者に対して、法科大学院認証評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を実施します。

評価の実施方法等

(1) 評価基準の内容

評価基準は、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第2条に規定する「法曹養成の基本理念」及び「専門職大学院設置基準」に規定される法科大学院の設置基準等を踏まえ、機構が、法科大学院の教育活動等に関し、法科大学院として適格認定の際に満たすことが必要と考える要件及び当該法科大学院の目的に照らして教育活動等の状況を多面的に分析するための内容を定めたものです。

評価基準は、基準及び当該基準に関する細則、説明、例示を規定した解釈指針によって構成されています。

(2) 評価プロセスの概要

評価は、概ね以下のようなプロセスにより実施されます。

法科大学院における自己評価

各法科大学院は、本自己評価実施要項に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。自己評価は、基準ごとに、基準の内容及び基準に対応して示されている解釈指針を踏まえて、法科大学院の教育活動等の状況を整理し、記述します。各法科大学院には、すべての基準に係る状況を分析、整理することが求められます。

また、評価基準の章ごとに、基準ごとの状況の整理の中から、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして優れた点や改善を要する点等を抽出し、記述します。

機構における評価

- () 機構は、自己評価書の基準に係る状況の記述を踏まえ、各基準ごとに基準を満たしているかどうかの判断を行い、その理由を明らかにします。
- () 章ごとに、基準に係る状況の記述の中から、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、その取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合には、その旨の指摘を行います。
- () 機構は、評価の結果、評価基準に定められているすべての要件を満たしていると認めた場合には、当該法科大学院に対して適格認定を行い、その旨を公表します。また、

一つでも評価基準に定められている要件を満たしていない基準があれば、当該法科大学院に対して適格と認定されないことを通知し、その旨を公表します。

(3) 評価方法

評価は、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、本自己評価実施要項に基づき、各法科大学院が作成する自己評価書（法科大学院の自己評価で根拠として提出された資料・データを含む。）の分析、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等に基づいて実施します。訪問調査は、別に定める訪問調査実施要項に基づき、評価担当者が当該法科大学院を訪問し、書面調査では確認することのできない内容等を中心に調査を実施します。

(4) 意見の申立て

評価結果は、法科大学院における教育活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保し、確定する必要があります。

このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を当該法科大学院に通知し、その内容等に対する当該法科大学院の意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。

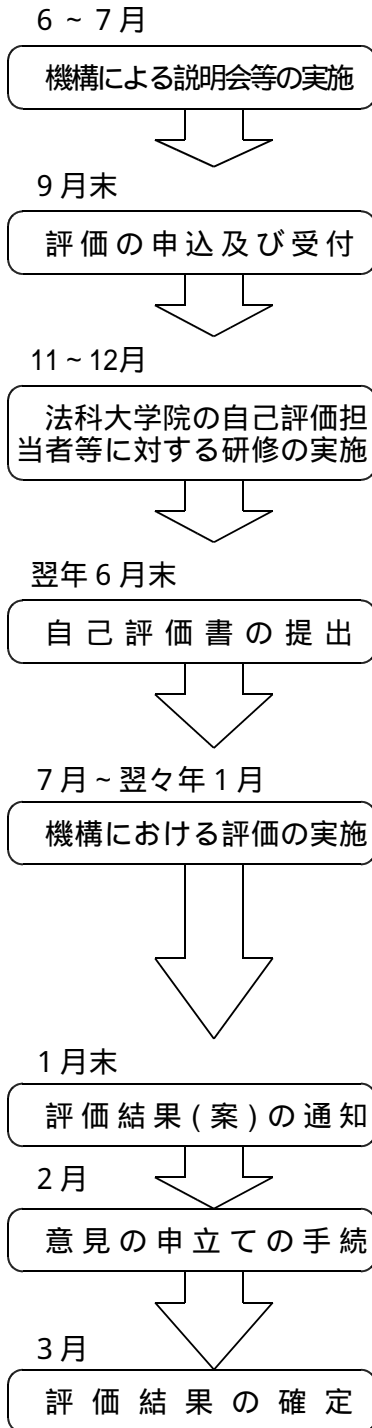
適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審議に当たっては、評価委員会の下に意見申立審査専門部会を設け、その議を踏まえ、評価委員会において最終的な決定を行います。

(5) 評価基準の改訂等

機構は、法科大学院関係者、法曹関係者及び評価担当者の意見を踏まえ、適宜基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。

評価基準の改訂や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に法科大学院関係者及び法曹関係者等へ意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定することとします。

評価のスケジュール



評 価 担 当 者 に 対 す る 研 修

法科大学院関係者に対して、法科大学院認証評価の仕組み、方法などを説明します。

当該法科大学院を置く大学からの評価の申込を受付けます。

法科大学院の自己評価担当者等に対して、自己評価書の記載などについて説明を行うなどの研修を実施します。

法科大学院は、機構の示す自己評価実施要項に基づき自己評価を行い、機構に自己評価書を提出します。

機構では、十分な研修を受けた評価担当者により構成される評価部会において、法科大学院から提出された自己評価書の書面調査及び訪問調査を通じて評価を実施し、評価結果原案を作成します。
評価結果原案は、法科大学院認証評価委員会において、評価結果(案)として取りまとめられます。

機構は、評価結果を確定する前に対象法科大学院に通知します。

対象法科大学院は、機構から通知された評価結果(案)に対して意見がある場合、申立てを行います。

機構は、評価結果(案)に対する意見の申立てがあった場合には、法科大学院認証評価委員会において再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定します。
確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、当該法科大学院を置く大学へ通知し、文部科学大臣に通知するとともに、広く社会に公表します。

評価の結果と公表

- (1) 評価結果は、評価報告書により公表します。
- (2) 評価報告書は、対象法科大学院ごとに作成し、当該法科大学院を置く大学に提供します。また、印刷物の刊行及びウェブサイト(<http://www.niad.ac.jp/>)への掲載等により、広く社会に公表します。

情報公開

- (1) 機構は、社会と大学の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価に関して保有する情報（評価基準、評価方法、評価の実施体制等、学校教育法施行規則第71条の5第1項に規定する事項を含む。）は、可能な限り、適切な方法により提供します。
- (2) 機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「情報公開法」という。）により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。
ただし、法科大学院から提出され、機構が保有することとなった行政文書の開示に当たっては、情報公開法に基づき当該法科大学院等と協議するものとします。

評価の時期

- (1) 評価は、毎年度1回実施します。
- (2) 評価を希望する法科大学院は、評価の実施を希望する前年度の9月末までに、参考資料3により、機構に申請することが必要です。なお、機構は、評価申請があった場合は、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該法科大学院の評価を実施します。
- (3) 法科大学院は、開設後5年以内に初回の評価を受け、以降は5年以内に次の評価を受けるものとします。
- (4) 追評価を受けた法科大学院に関する次の評価の時期は、当該追評価の時期からではなく、本評価の時期から起算するものとします。

教育課程又は教員組織の重要な変更への対応

機構認定法科大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があった場合は、その内容について評価委員会において審議します。

審議の結果、次の評価を待たずに評価を実施する必要があると判断した場合には、その旨を法科大学院を持つ大学に通知し、当該大学の要請に基づいて当該事項について評価を実施し、その結果を踏まえ、法科大学院としての適格認定の判断を行います。

また、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、変更前に評価し公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講じます。

追評価

本評価で適格認定を受けられなかった法科大学院が、本評価実施年度の翌々年度までに、満たしていないと判断された基準に限定して受けることのできる評価です。

追評価を受け、本評価で満たしていると判断されなかった基準を満たしていると判断された場合に、先の本評価の結果と併せて適格認定を行います。

予備評価

法科大学院の開設後、初年度の入学者（3年課程）が修了以前の段階における教育活動等の状況について評価し、法科大学院関係者の評価に対する理解と習熟を高めるとともに、本評価に先立って教育活動等の改善に資するために実施するものです。

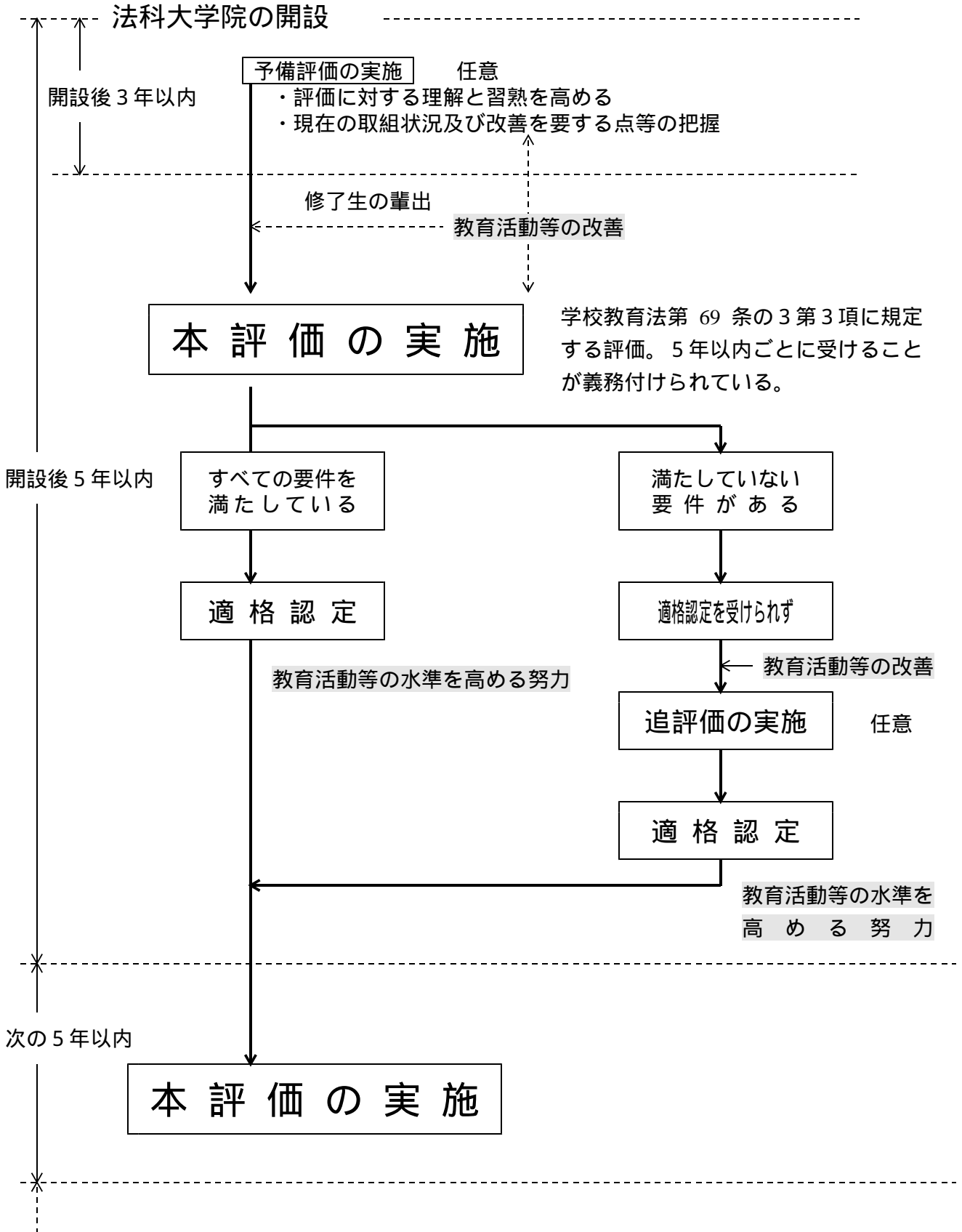
原則、本評価と同様の評価基準及び評価方法により実施します。ただし、修了生を出していることが前提となっている基準の当該部分は評価から除きます。

予備評価は、基準のすべてについての適合状況の評価ではないため、適格認定を行うものではありません。

また、評価結果は、当該法科大学院を置く大学に通知しますが、文部科学大臣への報告及び社会への公表を行うものではありません。ただし、「情報公開」に記載のとおり、機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合には、情報公開法に基づき、不開示情報にあたらぬ限り、開示する必要が生じることがあります。

予備評価は、本評価を申請する際の条件ではなく、予備評価を経ずして本評価の実施を申請することを妨げるものではありません。また、予備評価を経たことによって、機構の実施する本評価を受けることを義務付けられるものでもありません。

法科大学院開設後の機構における評価



年次報告書

法科大学院には、教育活動等の状況に係る情報の積極的な提供が求められています。このため、法科大学院は、基準 9 - 3 - 1 に基づき、教育活動等に関する重要事項を記載した年次報告書を、毎年公表していることが必要です。

(1) 年次報告書の作成

機構認定法科大学院は、別紙 3 により、年次報告書を作成してください。

「 3 . 教員組織」、 「 4 . 収容定員及び在籍者数」、 「 7 . 教育課程及び教育方法」についてはそれぞれ別紙様式 1 ~ 4 を作成し、添付してください。

「適格認定後の変更点」については、変更内容及び変更年度がわかるように記載し、次の評価を受けるまで年々加筆することとします。なお、「適格認定後の変更点」は、機構へ提出する年次報告書には記載することを必要としますが、必ずしも他へ公表する年次報告書に記載することを求めるものではありません。

(2) 年次報告書の提出

適格認定を受けた翌年度から年次報告書を作成し、各年度 6 月末までに機構へ提出してください。

第1章 法科大学院認証評価（本評価）について

本章は、機構が実施する法科大学院認証評価（本評価）について記載したものであり、「対象法科大学院」、「実施時期」、「評価の内容」、「自己評価の方法等」、「自己評価書等の作成及び提出方法」から構成されています。

対象法科大学院

評価は、国・公・私立大学の法科大学院のうち、当該法科大学院を置く大学から評価の要請があった法科大学院を対象として実施します。

実施時期

評価は、次の日程で行います。

申込年度	6～7月	評価についての説明会等の実施
〃	9月末	評価の申込及び受付
〃	11～12月	自己評価担当者等に対する研修の実施
実施年度	6月末	対象法科大学院から自己評価書の提出
〃	7月～	書面調査及び訪問調査の実施
〃	1月末	評価結果を確定する前に対象法科大学院に通知
〃	2月	対象法科大学院から意見の申立て
〃	3月末	評価結果の確定及び公表

評価全体のスケジュールは、別紙2「法科大学院認証評価実施に係るスケジュール」(27頁)に示すとおりです。

評価の内容

評価においては、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らし、対象法科大学院の教育課程、教員組織その他教育活動等の状況が、評価基準に適合しているか否かの認定をするとともに、その个性的で多様な発展に資することを目的として、「優れた点及び改善を要する点等」を示します。

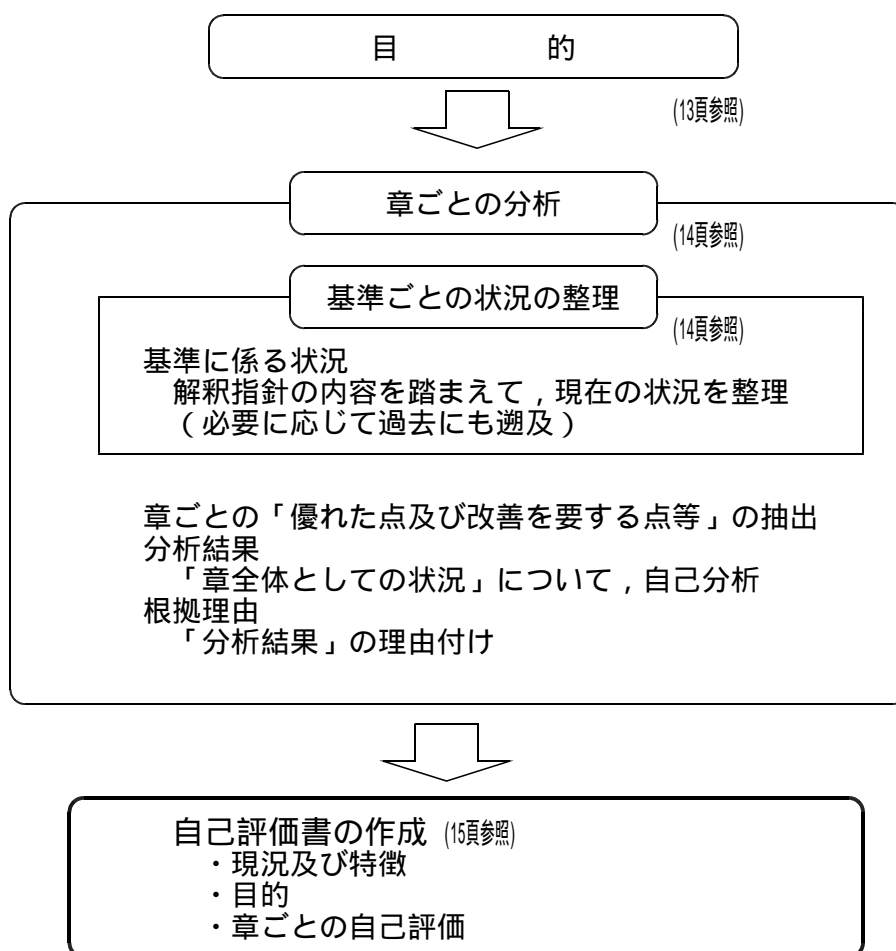
自己評価の方法等

機構が実施する評価においては、対象法科大学院が行う自己評価が重要な位置を占めています。対象法科大学院においては、機構が定める評価基準に基づき、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、自己評価を実施してください。

自己評価は、「法科大学院評価基準要綱」に基づき、「基準ごとの状況の整理」、「章ごとの分析」の流れで行います。

なお、評価は、教育活動等のアウトカム・アウトプット（達成を示す成果等）について行う基準と、インプット（組織編成及び人的・物的資源などの投入）やプロセス（教育課程、教育環境及び提供するサービスの展開）について評価する基準がありますので、留意してください。

自己評価のプロセス



1 対象法科大学院の「目的」

(1) 「目的」と評価

機構の実施する評価は、機構が定める評価基準に基づき、対象法科大学院の教育課程、教員組織その他教育活動等の状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施しますが、基準の内容は、法科大学院の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育活動等に関して対象法科大学院が有する「目的」を踏まえた評価が行えるような配慮をしています。

そのため、評価の実施に当たっては、対象法科大学院が「目的」を明示することが必要です。機構が評価を実施するに当たって、この「目的」を踏まえることにより対象法科大学院の個性や特色が評価に反映されることとなります。

(2) 「目的」の記述に当たっての留意事項

対象法科大学院の「目的」の記述に際しては、次のことに留意してください。

「目的」の意義

評価における対象法科大学院の「目的」とは、教育上の理念・目的、養成しようとする法曹像等をいいます。

「目的」の記述に当たっては、このことを踏まえ、対象法科大学院が現在周知・公表している目的、及びその目的から派生する内容も含めて、対象法科大学院の個性や特色が活かされるよう考慮してください。

「目的」と基準の関係

評価においては、対象法科大学院の「目的」に照らして、基準を満たしているかどうかの判断をする基準もあります。このため、「目的」の記述に当たっては、基準との関係に留意してください。

箇条書き等簡潔な記述

「目的」の記述に当たっては、適宜、項立てをしたり、箇条書きにするなど、簡潔な記述にするよう留意してください。

2 基準ごとの状況の整理

- (1) 「基準に係る状況」の整理において、原則として基準ごとに状況の整理を行うこととしていますが、基準によっては、他の基準の分析状況を踏まえて、整理してください。
- (2) 「基準に係る状況」の整理において、各基準に対応して示されている解釈指針の内容を必ず踏まえることに留意してください。
- (3) 基準ごとに、ただ根拠となるデータを示すのみでなく、教育上の理念・目的等を踏まえることにより、個性や特色を表すように工夫し、「基準に係る状況」を整理します。
- (4) 「基準に係る状況」の整理は、機構へ自己評価書を提出するまでに自己評価の可能な「現在の状況」について行ってください。ただし、取組や活動の内容等について、現在に至るまでの過去の状況（おおむね過去5年程度）を含めて整理するなど、それぞれの状況に応じて適切に判断してください。
- (5) 各基準により、根拠となるデータを様式で求めるものがあります。参考資料1の別紙様式1～5（63～67頁参照）を作成してください。
- (6) 参考資料1「基準に対する自己評価の根拠となるデータ等例」（37～62頁参照）には、各基準に従って状況の整理を行う際に必要と考えられるデータ等の例示を記載してあります。また、このほか、当該法科大学院の状況に応じて、独自のデータ等を利用することも可能です。
- (7) 自己評価では、基準を満たしているかどうかの判断をする必要はありません。基準を満たしているかどうかについては、機構で実施する評価において判断します。

3 章ごとの分析

- (1) 「基準ごとの状況の整理」の中から、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、章全体として特に重要だと思われる点（優れた点、特色ある取組、改善を要する点など）を「優れた点及び改善を要する点等」として抽出してください。
- (2) 抽出された「優れた点及び改善を要する点等」などから判断して、章全体としての状況を分析し、その結果を「優れている」、「相応である」、「不十分である」、「問題がある」の4つから選択してください。また、その結果を導いた理由を、根拠となる資料・データ等を示しつつ、整理してください。

自己評価書等の作成及び提出方法

自己評価書は、「基準ごとの状況の整理」及び「章ごとの分析」を行った上で作成することになります。

1．自己評価書の構成

自己評価書は、次に掲げる事項により構成されていますので、別紙1「自己評価書様式及び記述例」(21～26頁)を参照の上、作成してください。

- (1) 現況及び特徴
- (2) 目的
- (3) 章ごとの自己評価

2．自己評価書の作成方法

(1) 現況及び特徴

この「現況及び特徴」は、機構において評価を実施する際の参考とするとともに、原則として原文のまま評価報告書に掲載し、対象法科大学院の現況及び特徴を社会に分かりやすく紹介するためのものです。

この趣旨を踏まえ、ここでは、対象法科大学院の「現況」及び「特徴」の2項目で構成し、簡潔に1,600字以内で記述してください。

「現況」は、次の内容について記述してください。

- 1) 組織名及び研究科・専攻等名
- 2) 所在地
- 3) 学生数及び教員数(内数として実務家教員数)
(教員数は休職や長期海外渡航者を除く専任教員(教授、助教授、その他)の現員)

「特徴」については、対象法科大学院の沿革・理念を踏まえ、また目的の背景となる考え方も含め、対象法科大学院の特徴が表れるように記述してください。

記述内容は、実施年度の5月1日時点を目安として記述してください。

(2) 目的

この「目的」は、の「1 対象法科大学院の「目的」」を踏まえて、対象法科大学院における目的を簡潔に2,000字以内で記述してください。なお、その際、項立てをしたり箇条書きにするなど、分かりやすく記述してください。

記述内容は、原則として原文のまま評価報告書に掲載し、公表します。

(3) 章ごとの自己評価

この「章ごとの自己評価」の記述構成は、「基準に係る状況」、当該章全体としての「優れた点及び改善を要する点等」及び「分析結果」の3項目で構成してください。

「基準に係る状況」は、の「2 基準ごとの状況の整理」により行った自己評価の結果（「基準に係る状況」）について、基準ごとに原則として1,600字以内で記述してください。ただし、根拠となる資料・データ等は、字数制限外とします。根拠となる資料・データ等の示し方は、次のようにしてください。

- 1) データ等は、原則として、すべて「基準に係る状況」に記述した事項との関係が容易に確認できる位置に記載（コピーの貼り付け、差込でも可。資料別添の方式はとらない。）してください。（別紙1「自己評価書様式及び記述例」(21～26頁)参照）
その場合、本文中のデータ等には、その名称や出典名を必ず明示するようにしてください。
- 2) データ等は、対象法科大学院で作成した自己点検・評価報告書や外部検証（評価）報告書の該当部分なども活用してください。
- 3) データ等が不足していると判断される場合には、関係資料の追加提出を求めることがあります。
- 4) 刊行物等の該当部分の抜粋を根拠として用いる場合や、データの分量が多い場合であって、本文中の文章が分かりにくくなるような場合は、別途機構にご相談ください。

各基準の細則となっている解釈指針で定められた内容が必ず満たされていることが求められるもの、又は少なくとも定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるものに関しては、必ずその内容を含めて記述するようにしてください。

「優れた点及び改善を要する点等」は、基準ごとの状況の整理を踏まえ、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、章全体として「優れた点」、「特色ある取組」、「改善を要する点」、等を原則として1,600字以内で記述してください。

「分析結果」は、の「3 章ごとの分析」により行った分析結果について、「優れている」、「相応である」、「不十分である」、「問題がある」のいずれかの判断とともに、その理由を根拠となる資料・データ等を示しつつ、記述してください。

章によって、基準及び解釈指針の内容や数が異なりますので、上記の基準ごとの字数制限を踏まえつつ、自己評価書の全体の字数（120,000字程度、資料・データ等を除いて75頁程度）の範囲で、記述することができます。なお、この字数制限を超える場合には、別途機構にご相談ください。

3．自己評価書の提出方法

(1) 自己評価書は、A4縦型の用紙に横書きとし、表紙以外の各頁の右上には対象法科大学院名を記入の上、電子媒体とともに書面（両面印刷）で10部提出してください。

なお、電子媒体の作成に当たっては、次の点に留意してください。

- 1) 電子媒体は、3.5インチFD（2HD型、Windows 1.44MB フォーマット）、CD-ROM（Joliet又はRomeoフォーマット）、MO又はCD-R等で提出してください。
- 2) 自己評価書の様式については、機構が指定するファイル（一太郎版及びMS-Word版を用意しています。）を使用してください。なお、指定した形式により作成できない場合は、別途機構にご相談ください。
- 3) 電子媒体には、ラベルに対象法科大学院名を記入するとともに、実施年度を記入してください。
- 4) 電子媒体で提出する自己評価書データについては、次の点に注意してください。
 - ・外字は使用しないでください。
 - ・漢字コードは、原則としてJIS第1，第2水準の範囲で使用してください。また、機種に依存する文字は、できる限り使用しないでください。
 - ・人名などでJIS第1，第2水準にない漢字は、代替文字もしくは、かな書きとしてください。なお、Unicodeが使用できるワードプロセッサソフトで作成される場合は、それに含まれる漢字を使用しても差し支えありません。

(2) 提出された書類に記述等の不備がある場合には、再提出又は追加提出を求めることがあります。

(3) 評価報告書に原則として原文のまま掲載される「現況及び特徴」、「目的」について、指定した分量を超える場合には、再提出を求めることがあります。

第2章 法科大学院認証評価（追評価）について

本章は、機構が実施する法科大学院認証評価（追評価）について記載したものであり、「対象法科大学院」、「実施時期」、「追評価の内容」、「追評価の自己評価の方法等、自己評価書等の作成及び提出方法」から構成されています。

対象法科大学院

追評価は、本評価を受けた法科大学院において適格認定を受けられなかった法科大学院のうち、要請があった法科大学院を対象として実施します。

実施時期

評価は、次の日程で行います。

申込年度	9月末	評価の申込及び受付
実施年度	6月末	対象法科大学院から自己評価書の提出
〃	7月～	書面調査及び訪問調査の実施
〃	1月末	評価結果を確定する前に対象法科大学院に通知
〃	2月	対象法科大学院から意見の申立て
〃	3月末	評価結果の確定及び公表

評価全体のスケジュールは、別紙2「法科大学院認証評価実施に係るスケジュール」(27頁)に示すとおりです。

なお、追評価のスケジュールについても、本評価のスケジュールに準じます。

追評価の内容

追評価においては、本評価で適格認定を受けられなかった法科大学院が、本評価実施年度の翌々年度までに、満たしていないと判断された基準に限定して自己評価を行います。必要に応じて、訪問調査を実施し、基準を満たしていると判断されると、先の本評価の結果と併せて適格認定を行います。

追評価の自己評価の方法等、自己評価書等の作成及び提出方法

追評価は、原則として、本評価と同様の評価基準及び評価方法により、該当基準の自己評価を行ってください。

第3章 法科大学院認証評価（予備評価）について

本章は、機構が実施する法科大学院認証評価（予備評価）について記載したものであり、「対象法科大学院」、「実施時期」、「予備評価の内容」、「予備評価の自己評価の方法等、自己評価書等の作成及び提出方法」から構成されています。

対象法科大学院

予備評価は、国・公・私立大学の、初年度の入学者（3年課程）が修了以前の段階にある法科大学院のうち、当該法科大学院を置く大学からの要請があった法科大学院を対象として実施します。

実施時期

評価は、次の日程で行います。

申込年度	6～7月	評価についての説明会等の実施
〃	9月末	評価の申込及び受付
〃	11～12月	自己評価担当者等に対する研修の実施
実施年度	6月末	対象法科大学院から自己評価書の提出
〃	7月～	書面調査及び訪問調査の実施
〃	1月末	評価結果を確定する前に対象法科大学院に通知
〃	2月	対象法科大学院から意見の申立て
〃	3月末	評価結果の確定及び対象法科大学院を置く大学に通知

評価全体のスケジュールは、別紙2「法科大学院認証評価実施に係るスケジュール」(27頁)に示すとおりです。

予備評価の内容

予備評価においては、原則として、本評価と同様の評価基準及び評価方法により実施しますが、修了生を出していることが前提となっている基準の該当部分は評価から除きます。また、対象法科大学院によっては、学年進行中であるため「基準に係る状況」の整理が十分に記述できない場合が考えられますので、当該部分については、その現状や計画の状況を記述してください。

予備評価の自己評価の方法等，自己評価書等の作成及び提出方法

予備評価は，原則として，本評価と同様の評価基準及び評価方法により実施しますので，「第1章 法科大学院認証評価（本評価）について」の「自己評価の方法等」及び「自己評価書等の作成及び提出方法」（12～17頁）を参照してください。ただし，以下に示す記述については，読み替えをしてください。

の「2 基準ごとの状況の整理」（14頁参照）

(4)「基準に係る状況」の整理は，原則として機構への自己評価書提出時までに自己評価の可能な基準の「現在の状況」について行ってください。ただし，取組や活動の内容等について，現在に至るまでの過去の状況を含めて整理するなど，それぞれの状況に応じて適切に判断してください。

の「2 自己評価書の作成方法」の(1)（15頁参照）

この「現況及び特徴」は，機構において評価を実施する際の参考とします。

の「2 自己評価書の作成方法」の(2)（16頁参照）

記述内容は，機構において評価を実施する際の参考とします。

自己評価書様式及び記述例

法科大学院認証評価

自己評価書

大学大学院 研究科 専攻

自己評価書は、A4縦の用紙に横書きとし、表紙以外の各頁の右上に
対象法科大学院名を記入してください。

なお、作成にあたっては、機構が指定・配付する様式ファイル（一太郎版又はMS-Word版）を使用してください。

平成 年 月

大学

参 考 イ メ ー ジ

法科大学院認証評価
自己評価書

大学大学院 研究科 専攻

平成 年 月
大 学

大学大学院 研究科 専攻
現況及び特徴

1 現況
(1) 総称名及び研究科・専攻等名
(2) 所在地
(3) 学生数及び教員数
2 特徴
.....
.....
.....
.....
.....

-1-

大学大学院 研究科 専攻
目的

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

-2-

大学大学院 研究科 専攻
章ごとの自己評価

第1章 教育目的
1 基準に係る状況
基準1-1-1

-3-

大学大学院 研究科 専攻
基準1-1-2

- -

大学大学院 研究科 専攻
2 優れた点及び改善を要する点等

3 分析結果

- -

大学大学院 研究科 専攻
第 章
1 基準に係る状況
基準 - -

- -
- -
- -

大学大学院 研究科 専攻
(略)

- -
- -
- -

大学大学院 研究科 専攻
第10章 施設、設備及び図書館等
1 基準に係る状況
基準10-1-1

- -
- -
- -

注) は、原則として評価報告書に原文のまま転載します。

章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準に係る状況

1-1 教育目的

基準1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準に係る状況)

現在の教育活動等の状況について記述してください。

「データ名」

(裏付けとなるデータ等)

(出典名)

基準1-1-2 各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準1-1-1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準に係る状況)

現在の教育活動等の状況について記述してください。
(解釈指針の内容を踏まえることに留意してください。)

「データ名」

(出典名)

・
・
・
・

2 優れた点及び改善を要する点等

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

3 分析結果

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

他の章についても同様とします。

- 注1) 第1章の の2の「(3) 章ごとの自己評価」により記述してください。
- 2) 使用するフォントは明朝体10.5ポイントを基本とします。
- 3) 優れた点及び改善を要する点等及び分析結果は、あわせて1,600字以内で記述してください。

法科大学院認証評価実施に係るスケジュール

申込年度			実施年度		
機 構	機 構	対象法科大学院	機 構	機 構	対象法科大学院
4月			4月		
5月			5月		
6月	説明会の実施		6月		自己評価書の提出
7月			7月	書面調査	
8月			8月		
9月	評価の申込受付	評価の申込	9月		
10月			10月	訪問調査	
11月	自己評価担当者等に対する研修		11月		
12月		自己評価の実施	12月	評価報告書原案作成	
1月	評価担当者に対する研修		1月	認証評価委員会 対象法科大学院へ評価結果(案)を通知	
2月			2月		意見の申立て
3月			3月	認証評価委員会 評価結果の確定, 公表	

年次報告書様式及び記述例

法科大学院年次報告書

平成 年 6 月

大学大学院 研究科 専攻

1. 設置者

国立大学法人 大学, 市, 学園 など

2. 教育上の基本組織

(1) 名称 大学

(2) 所在地 県 市 . . .

(3) 研究科・専攻名 研究科 専攻

(4) 委員会等 (組織図を添付)

教授会, 専攻会議, F D 委員会, カリキュラム委員会, . . .

(5) 研究科(専攻)長

3. 教員組織 (別紙様式 3, 4 を添付)

教員数 名 (教授 名, 助教授 名, その他 名)

うち専任教員 名

4. 収容定員及び在籍者数 (別紙様式 2 を添付)

収容定員 名

在籍者数 名 (1 年次 名, 2 年次 名, 3 年次 名)

5. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

.
.
.
.
.
.
.
.
.

(2) 平成 年度入学者選抜方法

一次試験 適性試験

二次試験 筆記試験 (, ,), 小論文

三次試験 面接

.
.

6 . 標準修了年限

年

7 . 教育課程及び教育方法 (別紙様式 1 を添付)

(1)教育目的

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

(2)教育課程 (全体の状況を簡潔にまとめて記述すること。)

.....
.....
.....
.....
.....
.....

(3)教育方法 (全体の状況を簡潔にまとめて記述すること。)

.....
.....
.....
.....

8 . 成績評価及び課程の修了

(1)成績評価 (全体の状況を簡潔にまとめて記述すること。)

.....
.....
.....
.....

(2)課程の修了 (全体の状況を簡潔にまとめて記述すること。)

.....
.....
.....
.....

9. 学費及び奨学金等の学生支援制度

学費

年間 万円

奨学金

奨学金 万円/年(無利子) 募集人数: 若干名 受給者: 名

奨学金 万円/月(有利子) 募集人数: 名 受給者: 名

.

.

10. 修了者の進路及び活動状況

平成 年度修了者

法曹関係 名

裁判官 名, 検察官 名, 弁護士 名

法曹以外 名

会社法務部門 名, 司法書士 名, 税理士 名, 弁理士 名, ..

製造業 名, 販売業 名, 公務員 名,

適格認定後の変更点 (機構へ提出する年次報告書にはこの項目の記述を必要とするが, 他へ公表する年次報告書に記載を求めものではない。)

教育課程又は教員組織における変更点 (記述内容は, 先の適格認定から次の認証評価を受けるまでの内容とする。)

- ・教員組織について, 教授(専門: 民法)の退職に伴い, 教授(専門: 民法)を採用した。(年)
- ・収容定員について, 少人数教育の実現のため, 平成 年度入学者選抜試験から 名とした。(名減)(年)

開講科目一覧

学期区分：トリメスター制を採用

大学大学院 研究科 専攻

分類	科目名	シラバス ページ数	年次	期間	時間 (分)	単位数	必修・選択	開講方法	受講生数 (LS外の学生)	授業方法 (形態)	担当教員		開講単位数 計	授業内容の概要	備考			
											名前	分類						
法律基本科目	公法系科目 (憲法・行政法)	公法系科目	1		90	4	必修	毎年	45	講義		専	16					
		公法系科目	1			4	必修	毎年	45(1)	講義		専						
		公法系科目	2			4	選択	毎年		ゼミ	× × × ×	実・み						
	民事系科目 (民法・商法・民事訴訟法)	公法系科目	2			4	選択	毎年	36	集中講義	× × × ×	実・み				40		
		民事系科目	1			4	必修	毎年	45	講義		専・他						
		民事系科目	1			4	必修	毎年	45	講義		実・み						
		民事系科目	2			4	選択	毎年	35			専						
		民事系科目	2			4	選択	毎年	36			専						
		民事系科目	1			4	必修	毎年	45									
		民事系科目	1			4	必修	毎年	45									
		民事系科目	2			4	選択	毎年	35									
		民事系科目	2			4	選択	毎年										
		民事系科目	2			4	選択	毎年										
		民事系科目	2			4	選択	毎年	36		× × × ×							
		民事系科目	2			4	選択	毎年										
刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)	刑事系科目	1			4	必修	毎年	45		× × × ×		16						
	刑事系科目	1			4	必修	毎年	45		× × × ×								
	刑事系科目	2			4	選択	毎年											
	刑事系科目	2			4	選択	毎年	28										
法律実務基礎科目	法曹倫理	法曹倫理	1			4	選択	毎年	45			12						
		法曹倫理	1			4	選択	毎年										
		法曹倫理	2			4	必修	毎年	45									
	民事訴訟実務の基礎	民事訴訟実務	1			4	必修	毎年	45		× × × ×		12					
		民事訴訟実務	1			4	選択	毎年	36									
		民事訴訟実務	2			4	選択	毎年										
	刑事訴訟実務の基礎	刑事訴訟実務	1			4	選択	毎年	42				12					
		刑事訴訟実務	1			4	選択	毎年	38		× × × ×							
		刑事訴訟実務	2			4	必修	毎年	45									
	法情報調査 法文書作成 模擬裁判 ローヤリング クリニック エクスターンシップ	法情報調査	1			2		選択必修	毎年	45		× × × ×	12					
		法文書作成	1			2		選択必修	毎年	45								
		模擬裁判	2			2			毎年									
		ローヤリング	1			2		左記の科目より4単以上を 選択すること	毎年									
		クリニック	1			2			毎年									
		エクスターンシップ	2			2			毎年									
エクスターンシップ		1			2			毎年										
エクスターンシップ																		
基礎法学・隣接科目	基礎法学	1			2			毎年										
	基礎法学	1			2			毎年										
	基礎法学	2			2			毎年		× × × ×								
	基礎法学隣接	1			2			毎年										
	基礎法学隣接2	1			2			毎年										
	基礎法学隣接3	2			2			毎年		× × × ×								
	基礎法学隣接4	2			2			毎年		× × × ×								
展開・先端科目			2,3 全学年			2				オムニバス								
								隔年()										
								隔年(×)										
								隔年()										
その他																		

- 採用している学期区分(セメスター制, トリメスター制等)を明示してください。
- 配当年次が複数ある場合(例えば, 2, 3年次配当)は, 当該配当年次をすべて記述してください。
- 開講方法について, 「毎年, 隔年」の種別で記述し, 隔年開講に関しては, 今年度開講していれば(), 開講していなければ(×)をあわせて記述してください。
- 担当教員の分類については, 別紙様式3の「専, 専・他, 実・専, 実・み, 兼任, 兼任」により, 記述してください。

学生数の状況

各年度5月1日現在

大学大学院 研究科 専攻

入学定員関係

	種別	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	入学者数内訳				入学者のうち実務の経験を有するもの(内数)
						自校出身者	自大学の法学関係以外の学部出身者	他大学の法学関係の学部出身者	他大学の法学関係以外の学部出身者	
平成 年度	法学未修者 法学既修者									
平成 - 1年度										
平成 - 2年度										
平成 - 3年度										
平成 - 4年度										

社会人の定義について

他学部出身者の定義について

- 3 4 -

在籍者数関係(平成 年度)

	1年次	2年次	3年次
	在籍者数	在籍者数	在籍者数
法学既修者			
法学未修者			
合 計			

在籍者数関係(平成 - 1年度)

	1年次	2年次	3年次
	在籍者数	在籍者数	在籍者数
法学既修者			
法学未修者			
合 計			

在籍者数関係(平成 - 2年度)

	1年次	2年次	3年次
	在籍者数	在籍者数	在籍者数
法学既修者			
法学未修者			
合 計			

在籍者数関係(平成 - 3年度)

	1年次	2年次	3年次
	在籍者数	在籍者数	在籍者数
法学既修者			
法学未修者			
合 計			

在籍者数関係(平成 - 4年度)

	1年次	2年次	3年次
	在籍者数	在籍者数	在籍者数
法学既修者			
法学未修者			
合 計			

1. 自校出身者とは、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者をいいます。
2. 入学者の種別を詳細に設定している大学にあっては、上記内容を基本としつつ、適切な様式に変えて記述してください。
3. 社会人、他学部出身者の定義について、簡潔に記述してください。
4. 長期履修制度を採用している場合等は、上記様式を基本として、適宜様式を変更して記述してください。

[]は単位数, ()は他大学, 専攻名等

教員名	職名	分類	種別	専門分野	担当科目	自大学他専攻等担当科目	他大学等担当科目	年間総単位数	備考
	教授(研究科長)	専		刑法	模擬裁判【2】	刑法概論【2】(法学部)	模擬裁判【2】(大学)	6	
× × × ×	教授	実・み	実務家(弁護士)	民法	民法【4】	民法概論【2】(専攻)	民法【2】(大学)	8	大学法科大学院非常勤
	教授	兼任	法学部	行政法	(集)行政法【2】				
	助教授	兼任	大学教授	民事訴訟法					

分類	記号	種別	数(人)
専任教員	専	教授	
		助教授	
		その他	
専任ではあるが,他の学部・大学院の専任教員	専・他	教授	
		助教授	
		その他	
実務家・専任	実・専	教授	
		助教授	
		その他	
実務家・みなし専任(年間6単位以上の授業を担当し,かつ,法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)	実・み	教授	
		助教授	
		その他	
兼任(学内の他学部等の教員)	兼任	教授	
		助教授	
		その他	
兼任(他の大学等の教員等)	兼任	教授	
		助教授	
		その他	

- 1.分類について,「専,専・他,実・専,実・み,兼任,兼任」により,記述してください。
- 2.担当科目について,集中講義は(集),オムニバス授業は(オ)と記述してください。
- 3.年間総単位数は「担当科目,自大学他専攻等担当科目,他大学等担当科目」の合計を記述してください。

授業科目別専任教員数一覧

大学大学院 研究科 専攻

	憲法	行政法	民法	商法	民事 訴訟法	刑法	刑事 訴訟法	基礎法学・ 隣接科目	展 開 ・ 先端科目	その他	合 計
教授											0
助教授											0
その他											0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1. 当該表における専任教員とは、別紙様式3の「専、専・他、実・専、実・み」のことをいいます。

基準に対する自己評価の根拠となるデータ等例

ここに記載されているデータ等は、評価基準に示された基準ごとに自己評価を行う際に必要と考えられるデータ等の例示を記載してあります。自己評価書の作成において、適宜、利用してください。その他、対象法科大学院で独自のデータ等を利用することも可能です。

また、各基準の細則となっている解釈指針で、定められた内容が必ず満たされていることが求められるもの、又は少なくとも定められた内容に関わる措置を講じていることが求められるものには、解釈指針の番号の後に「 」を付してありますので、当該解釈指針の内容を必ず含め、当該基準の状況を整理し、記述を行ってください。

第 1 章 教育目的

1 - 1 教育目的

1 - 1 - 1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

教育上の理念・目的，養成しようとする法曹像等の明文化されたもの
 （研究科概要，入学者選抜要項，HP等の抜粋）
 開講科目一覧（別紙様式1）
 シラバス（授業計画等，授業の内容がわかる部分）
 科目概要など，授業科目の内容がわかる資料

1 - 1 - 2

各法科大学院の教育の理念，目的が明確に示されており，その内容が基準1 - 1 - 1に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され，成果を上げていること。

解釈指針 1 - 1 - 2 - 1

各法科大学院の教育目的の達成度は、学生の学業成績及び在籍状況，並びに修了者の進路及び活動状況，その他必要な事項を総合勘案して判断するものとする。

教育上の理念・目的，養成しようとする法曹像等の明文化されたもの
 （研究科概要，入学者選抜要項，HP等の抜粋）
 履修モデルなど，教育課程編成のコンセプトのわかるもの
 修了後の進路及び活動状況(司法試験その他関連する資格試験の受験・合格状況，修了生の就職先)
 各種資格取得状況
 進路先などの関係者に対するアンケートが実施されていればその該当部分

第 2 章 教育内容

2 - 1 教育内容

2 - 1 - 1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

解釈指針 2 - 1 - 1 - 1

法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されていること。

教育上の理念・目的，養成しようとする法曹像等の明文化されたもの
(研究科概要，入学者選抜要項，HP等の抜粋)
開講科目一覧(別紙様式1)
シラバス(授業計画等，授業の内容がわかる部分)
科目概要など，授業科目の内容がわかる資料
基礎となる学部のカリキュラム及びコース編成

2 - 1 - 2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的先端的な法領域に関する科目，その他の実定法に関する多様な分野の科目であって，法律基本科目以外のものをいう。)

解釈指針 2 - 1 - 2 - 1

法律基本科目は、憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容であること。

解釈指針 2 - 1 - 2 - 2

法律実務基礎科目は、実務の経験を有する教員が関与するなどして、法律基本科目などとの連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育内容であること。

解釈指針 2 - 1 - 2 - 3

基礎法学・隣接科目は，社会に生起する様々な問題に関心をもたせ，人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって，法に対する理解の視野を広げることにより寄与する科目であって，専門職大学院にふさわしい専門的な教育内容であること。

解釈指針 2 - 1 - 2 - 4

展開・先端科目は，社会の多様な新しい法的ニーズに応え，応用的先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために，幅広くかつ高度の専門的教育を行うことによって，実務との融合をも図る教育内容であること。

解釈指針 2 - 1 - 2 - 5

実質的に法律基本科目にあたる授業科目が，基礎法学・隣接科目，展開・先端科目その他の授業科目として開設されていないこと。

開講科目一覧（別紙様式 1）

シラバス（授業計画等，授業の内容がわかる部分）

科目概要など，授業科目の内容がわかる資料

2 - 1 - 3

基準 2 - 1 - 2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに，学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また，法科大学院の目的に照らして，必修科目，選択必修科目，選択科目等の分類が適切に行われ，学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

解釈指針 2 - 1 - 3 - 1

基準 2 - 1 - 2（1）に定める法律基本科目については，次に掲げる単位数の科目を必修科目として開設することを標準とする。標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には，8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。

（1）公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） 10 単位

（2）民事系科目（民法，商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） 32 単位

（3）刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） 12 単位

解釈指針 2 - 1 - 3 - 2 （（5）を除く）

（1）法律実務基礎科目は，次に掲げる内容に相当する科目 6 単位が必修とされていること。

ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容（2 単位）

イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎（2 単位）

ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎（2 単位）

（2）法曹としての責任感や倫理観を涵養するために，「法曹倫理」などとして独立の科目が開設されていることが望ましく，また，他の科目の授業においてもこのことに留意した教育が行われていること。

（3）次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし，これらの指導のために科目を開設し，単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

（法令，判例及び学説等の検索，並びに判例の意義及び読み方の学習等，法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容）

イ 法文書作成

(契約書・遺言書又は法律意見書・調査報告書等の法的文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(4) 法律実務基礎科目について、(1) に掲げる 6 単位のほか、平成 23 年度までに、次に例示する内容の科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身につけさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の ADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

(5) 法律実務基礎科目については、(1) 及び (3) に定める内容の科目並びに (4) に例示する内容の科目に加え、公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する科目及び各法科大学院の目的に応じて専門的訴訟領域の実務に関する科目を開設することが望ましい。

解釈指針 2 - 1 - 3 - 3

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の科目が開設され、そのうち、4 単位以上が選択必修とされていること。

解釈指針 2 - 1 - 3 - 4

展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する科目が十分な数開設され、かつ、これらの科目のうち、12 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

開講科目一覧 (別紙様式 1)

シラバス (授業計画等、授業の内容がわかる部分)

授業時間割表

科目概要など、授業科目の内容がわかる資料

2 - 1 - 4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

休講となった授業科目における補習等の措置に関する資料

開講科目一覧 (別紙様式 1)

シラバス (授業計画が具体的に明記されたもの)

授業時間割表

第3章 教育方法

3 - 1 授業を行う学生数

3 - 1 - 1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

解釈指針 3 - 1 - 1 - 1

法科大学院においては、すべての科目について、当該科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、基準 3 - 1 - 1 に適合する数の学生に対して授業が行われていること。
(なお、適切な授業方法については解釈指針 3 - 2 - 1 - 3 を参照。)

解釈指針 3 - 1 - 1 - 2

基準 3 - 1 - 1 にいう「学生数」とは、実際に当該授業を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。

- (1) 当該科目を再履修している者。
- (2) 当該科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生(以下、合わせて「他専攻等の学生」という。)及び科目等履修生。

解釈指針 3 - 1 - 1 - 3

他専攻等の学生又は科目等履修生による法科大学院の科目の履修は、当該科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。

開講科目一覧(別紙様式1)

3 - 1 - 2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

解釈指針 3 - 1 - 2 - 1

法律基本科目について同時に授業を行う学生数が、原則として、80人を超えていないこと。

80人を超える場合は、超えるに至った事情及びそれを将来的に是正する措置が明らかにされているとともに、当該授業科目の授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件に照らして、双方向的又は多方向的な密度の高い教育を行うことが妨げられないための具体的な措置がとられていること。(解釈指針 3 - 2 - 1 - 3 を参照。)

開講科目一覧(別紙様式1)

3 - 2 授業の方法

3 - 2 - 1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応

じた適切な方法がとられていること。

(2) 各科目における授業の方法及び内容，成績評価の方法と基準があらかじめ学生に周知されていること。

(3) 授業の効果を十分にあげられるよう，授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

解釈指針 3 - 2 - 1 - 1

「専門的な法知識」とは，当該授業科目において法曹として一般に必要なと考えられる水準及び範囲の法知識をいうものとする。

解釈指針 3 - 2 - 1 - 2

「批判的検討能力，創造的思考力，事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力」とは，具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力をいうものとする。

解釈指針 3 - 2 - 1 - 3 (後段のみ)

「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは，各授業科目の目的を効果的に達成するため，少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間，又は学生相互の間において，質疑応答や討論が行われていることをいう），現地調査，事例研究その他の方法であって，適切な教材等を用いて行われるものをいうものとする。

法律基本科目については，とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が，確実に実施されていること。（解釈指針 3 - 1 - 2 - 1 を参照。）

解釈指針 3 - 2 - 1 - 4

法律実務基礎科目については，次に掲げる事項が確保されていること。

(1) クリニック及びエクスターンシップにおいては，参加学生による関連法令の遵守の確保のほか，守秘義務等に関する適切な指導監督が行われていること。

(2) エクスターンシップにおいては，法科大学院の教員が，研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を適切に指導監督し，かつ単位認定等の成績評価に責任をもつ体制がとられていること。また，エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は，研修先から報酬を受け取っていないこと。

解釈指針 3 - 2 - 1 - 5

学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては，次に掲げるものが考えられる。

(1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。

(2) 関係資料が配布され，予習事項等が事前に周知されていること。

(3) 予習又は復習に関して，教員による適切な指示がなされていること。

(4) 授業時間外の自習が可能となるよう，第10章の各基準に適合する自習室スペースや教材，データベース等の施設，設備及び図書が備えられていること。

解釈指針 3 - 2 - 1 - 6 (集中講義を実施する場合のみ)

集中講義を実施する場合には，授業時間外の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。

開講科目一覧（別紙様式1）
シラバス（授業の方法及び内容，成績評価の方法や基準が明記された部分）
授業時間割表
予習・復習のために配付した資料など
エクスターンシップが実施されていれば，実施要項，受入先，実施状況など

3 - 3 履修科目登録単位数の上限

3 - 3 - 1

法科大学院における各年次において，学生が履修科目として登録することのできる単位数は，原則として合計36単位が上限とされていること。
在学の最終年次においては，44単位が上限とされていること。

解釈指針 3 - 3 - 1 - 1

法科大学院の授業においては，授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があることから，各年次（最終年次を除く。）における履修登録可能な単位数の上限は36単位とすることを原則とし，これを超える単位数が設定されている場合には，その理由が明らかにされていること。

解釈指針 3 - 3 - 1 - 2

法科大学院における最終年次については，それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し，履修登録可能な単位数の上限を44単位まで増加させることができる。
これを超える単位数の設定はすることができない。

解釈指針 3 - 3 - 1 - 3

解釈指針 3 - 3 - 1 - 1 で定める履修登録可能な単位数は，原級留置となった場合の再履修科目単位数及び基準 4 - 2 - 1 (1) アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。ただし，進級が認められなかった場合の再履修科目単位については，4単位を限度として，履修登録可能な単位数に算入しないものとする事ができる。
解釈指針 3 - 3 - 1 - 2 で定める履修登録可能な単位数は，再履修科目単位数及び基準 4 - 2 - 1 (1) アにしたがって履修の認められる授業科目単位数を含む。

解釈指針 3 - 3 - 1 - 4

研究科，専攻又は学生の履修上の区分に応じ，3年を超える標準修業年限を定める場合は，基準 3 - 3 - 1 及び解釈指針 3 - 3 - 1 - 1 において「36単位」とあるのは，「36を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と，基準 3 - 3 - 1 及び解釈指針 3 - 3 - 1 - 2 において「44単位」とあるのは，「44を当該標準修業年限数で除した数に3を乗じて算出される数の単位」と読み替えるものとする。

履修科目登録に関する規程
履修科目登録の状況のわかる資料

第4章 成績評価及び修了認定

4 - 1 成績評価

4 - 1 - 1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

解釈指針 4 - 1 - 1 - 1

基準 4 - 1 - 1 (1) における成績評価の基準として、科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。

解釈指針 4 - 1 - 1 - 2

基準 4 - 1 - 1 (2) における措置として、例えば次のものが考えられる。

- (1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。
- (2) 筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。
- (3) 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。

解釈指針 4 - 1 - 1 - 3 (筆記試験を行った場合のみ)

基準 4 - 1 - 1 (3) にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。

解釈指針 4 - 1 - 1 - 4

基準 4 - 1 - 1 (4) にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。

成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素の明確化等が明示された規程など
実際の成績評価の分布状況
成績評価基準が定められていることを明示するものとしての学則、内規などの規則シラバス（成績評価の内容がわかる部分）
各種試験（期末試験、再試験、追試験等）の実施要領、実施状況に関する資料

4 - 1 - 2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合は、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

他の機関における履修による単位認定に関して定めた規程
他の機関において修得した授業科目の内容など

4 - 1 - 3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

解釈指針 4 - 1 - 3 - 1

進級制を採用するに当たっては、対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する科目の範囲）などが、各法科大学院において決定され、学生に周知されていること。

解釈指針 4 - 1 - 3 - 2 （進級制を採用しない場合のみ）

進級制を採用しない場合には、その理由が明らかにされていること。

対象学年、進級要件（進級に必要な修得単位数及び成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する科目の範囲）など、進級制について定めた規程

4 - 2 修了認定及びその要件

4 - 2 - 1

法科大学院の修了を認定するに当たって、次に掲げるすべての基準を満たしていることが要件とされていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。
この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、かつ基準3 - 3 - 1に規定する履修可能登録単位数の上限の範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。
なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下、「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのなお書きにより30単位を超えてみならず単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

（2）次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得したこと。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を履修し、修得したこと。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

（3）法律基本科目にあたる科目の総単位数が修了要件単位数の3分の2を超えていないこと。（基準2-1-3参照。）

解釈指針4-2-1-1

修了の認定に必要な修得単位数は、93単位の1割増を上限とすること。

修了に必要な修得単位数など、修了要件、修了認定について定めた規程
法科大学院独自で設定している要件について明示されたもの
修了者の科目分類別修得単位数一覧（別紙様式5）

4-3 法学既修者の認定

4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

解釈指針4-3-1-1

「法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法」とは、基準4-2-1（1）ウの趣旨に照らし当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するか否かを判定するために適切な方法であって、法科大学院の入学者選抜における「公平性」、「開放性」、「多様性」の確保の要請に適合するものであること。

解釈指針4-3-1-2 （法律科目試験を実施する場合のみ）

法律科目試験を実施する場合においては、当該法科大学院と同じ大学出身の受験者その他の受験者との間で、出題及び採点において、公平を保つことができるような措置がとられていること。

解釈指針 4 - 3 - 1 - 3

法律科目試験に含まれない科目について当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことにより、法学既修者として認定するに当たっては、解釈指針 4 - 3 - 1 - 1 に照らして、適正な判定方法であることが明らかにされていること。

解釈指針 4 - 3 - 1 - 4 (学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行う場合のみ)

学生が入学する法科大学院以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定を行う場合、解釈指針 4 - 3 - 1 - 1 に照らして、適正な方法であることが明らかにされていること。

解釈指針 4 - 3 - 1 - 5

法学既修者として、修得したものとみなされる単位数と短縮の認められる在学期間との関係が、適切に考慮されていること。

法学既修者の認定について定めた規程
法律科目試験の問題及び学生の解答
入学後に振り分け試験を実施する場合には、その内部試験各科目の出題内容、合格者の試験成績など

第 5 章 教育内容等の改善措置

5 - 1 教育内容等の改善措置

5 - 1 - 1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

解釈指針 5 - 1 - 1 - 1

「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中で取り上げられるべきか等（教育内容）、及び学生に対する発問や応答、資料配付、板書、発生の仕方等（教育方法）についての改善をいうものとする。

解釈指針 5 - 1 - 1 - 2

「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織が、法科大学院内に設置されていることをいうものとする。

解釈指針 5 - 1 - 1 - 3

「研修及び研究」の内容として、例えば次に掲げるものが考えられる。

- (1) 授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。
- (2) 教育方法に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の啓蒙的方法。
- (3) 外国大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。

FD委員会や講演会等に関する資料（議事録、配付資料、参加状況）
役割と責任が明示された委員会組織の関係図
改善のために設置された組織について定められた規程
授業評価アンケートを行ってれば、その結果をまとめたもの

5 - 1 - 2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保，及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

解釈指針 5 - 1 - 2 - 1

実務家として十分な経験を有する教員であって，法科大学院において担当する授業を行うために必要な教育上の経験に不足すると認められる者については，これを補うための教育研修の機会を得ること，また，大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって，法科大学院において担当する授業を行うために必要な実務上の知見に不足すると認められる者については，担当する科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが，それぞれ確保されているよう，法科大学院において適切な措置をとるよう努めていること。

教育研修等について定められた規程
教員研修等の実施状況，参加状況
教員研修等で使用した資料など

第 6 章 入学者選抜等

6 - 1 入学者受入

6 - 1 - 1

公平性，開放性，多様性の確保を前提としつつ，各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして，各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し，公表していること。

解釈指針 6 - 1 - 1 - 1

法科大学院には，入学者の適性及び能力等の評価，その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制がとられていること。

解釈指針 6 - 1 - 1 - 2

入学志願者に対して，当該法科大学院の理念及び教育目的，設置の趣旨，アドミッション・ポリシー，入学者選抜の方法，並びに基準 9 - 3 - 1 に定める事項について，事前に周知するように努めていること。

入学者選抜業務に関する態勢等の定められた規程，実施態勢
アドミッション・ポリシー本文（入学者選抜要項等の刊行物やHPなど，公表されているものの抜粋）
公表・周知の状況を示すもの（刊行物の配布先・配布数・HPの利用状況など）
アドミッション・ポリシー策定時の会議資料や議事録等

6 - 1 - 2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

入学者選抜要項
入学試験問題及び学生の解答
入試委員会等，学生の受入状況を検証し，入学者選抜の改善を図るための会議議事録など
学生数の状況（別紙様式 2）

6 - 1 - 3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

解釈指針 6 - 1 - 3 - 1

入学者選抜において、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下、「自校出身者」という。）について優先枠を設ける等の優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には、それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。

解釈指針 6 - 1 - 3 - 2 （寄附等の募集を行う法科大学院のみ）

入学者への法科大学院に対する寄附等の募集開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。

入学者選抜要項 学生数の状況（別紙様式 2） 寄附について定めた規程、実際の受入状況など
--

6 - 1 - 4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針 6 - 1 - 4 - 1

入学者選抜に当たっては、適性試験を用いて、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、適確かつ客観的に評価されていること。

入学者選抜要項 入学試験問題及び学生の解答 入学者選抜の審査基準について定めた規程 入学者選抜に関する会議資料等

6 - 1 - 5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

解釈指針 6 - 1 - 5 - 1

大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

解釈指針 6 - 1 - 5 - 2

社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。

解釈指針 6 - 1 - 5 - 3

入学者選抜に当たって、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が 3 割以上となるよう努めていること。

解釈指針 6 - 1 - 5 - 4 (入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が2割に満たない場合のみ)

入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、又は実務等の経験を有する者の占める割合が2割に満たない場合には、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表するとともに、満たさなかった理由が示され、改善の措置が講じられていること。

入学者選抜要項
入学者選抜の審査基準について定めた規程
学生数の状況(別紙様式2)
どのような多様な知識又は経験を有する者が入学したかを示す資料
当該法科大学院における社会人及び他学部出身者の定義を示す資料

6 - 2 収容定員と在籍者数

6 - 2 - 1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

解釈指針 6 - 2 - 1 - 1

基準 6 - 2 - 1 に規定する「収容定員」とは、入学定員の3倍の数をいう。また同基準に規定する在籍者には、原級留置者及び休学者を含む。

解釈指針 6 - 2 - 1 - 2 (在籍者数が収容定員を上回った場合のみ)

在籍者数が収容定員を上回った場合には、かかる状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

学生数の状況(別紙様式2)
原級留置者数、休学者数の一覧
法科大学院の運営に関する委員会における議事録など

6 - 2 - 2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

解釈指針 6 - 2 - 2 - 1

在籍者数等を考慮しつつ、入学定員の見直しが適宜行われていること。

学生数の状況(別紙様式2)
入学者選抜に関する委員会における議事録など

第7章 学生の支援体制

7 - 1 学習支援

7 - 1 - 1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

解釈指針 7 - 1 - 1 - 1

入学者に対して、法科大学院における教育の導入ガイダンスが適切に行われていること。

解釈指針 7 - 1 - 1 - 2

法学未修者に対しては、法律基本科目（1年次科目）の学修が適切に行われるように、履修指導において、特段の配慮がなされていること。

解釈指針 7 - 1 - 1 - 3

法学既修者に対しては、各法科大学院における法学既修者の認定の方法に応じて、理論教育と実務教育との架橋を図るために適切な履修指導が行われていること。

解釈指針 7 - 1 - 1 - 4

履修指導においては、各法科大学院が掲げる教育理念及び目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。

説明会、ガイダンス等の履修指導の実施状況
説明会、ガイダンス等で配布された資料、担当者及び対象者の参加状況

7 - 1 - 2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

解釈指針 7 - 1 - 2 - 1 （オフィスアワーが設定されている場合のみ）

オフィスアワーが設定されている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワーの日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。

解釈指針 7 - 1 - 2 - 2

学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。

学習相談、助言体制の定められた規程
オフィスアワーが設定されている場合には、シラバスなどその内容の明示された資料や周知状況のわかるもの（刊行物、プリント、HPの該当箇所等）
学生の利用状況や具体的事例
学習相談のために整備された施設などに関する資料

7 - 1 - 3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

学習支援体制について定められた規程
実際の学習支援状況

7 - 2 生活支援等

7 - 2 - 1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

解釈指針 7 - 2 - 1 - 1

各法科大学院は、多様な措置(各法科大学院における奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等)によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。

解釈指針 7 - 2 - 1 - 2

学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。

奨学金や教育ローンなどの募集要項、規程、利用実績
相談・助言、支援体制の整備状況、利用実績、具体的相談・助言事例
各種ハラスメント等に対応するための委員会の規程、ガイドライン
保健センター、学生相談室等の概要

7 - 3 障害を持つ学生に対する支援

7 - 3 - 1

身体に障害を持つ者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害を持つ学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

解釈指針 7 - 3 - 1 - 1

身体に障害を持つ者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫することに努めていること。

解釈指針 7 - 3 - 1 - 2

身体に障害を持つ学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めていること。

解釈指針 7 - 3 - 1 - 3

身体に障害を持つ学生に対しては、修学上の支援、実験・実習・実技上の特別措置を認めるなど、相当な配慮に努めていること。

障害を持つ学生に対して整備された施設及び設備の状況
障害を持つ学生に対して行っている特別措置のわかるもの
支援体制（ノートテイク等）の配備状況
障害を持つ学生に対する具体的な予算措置等の資料

7 - 4 職業支援（キャリア支援）

7 - 4 - 1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

解釈指針 7 - 4 - 1 - 1

学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置するなど、支援に努めていること。

進路選択について学生に配慮していることがわかるもの
相談窓口を設置している場合、窓口の概要、相談員の体制、学生の利用状況など
職業支援（キャリア支援）に関する委員会、センターの概要、組織図
説明会、進路指導等の実施状況

第 8 章 教員組織

8 - 1 教員の資格と評価

8 - 1 - 1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

教員一覧（別紙様式 3）

8 - 1 - 2

基準 8 - 1 - 1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- （ 1 ）専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- （ 2 ）専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- （ 3 ）専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

解釈指針 8 - 1 - 1・2 - 1

教員の最近 5 年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。

解釈指針 8 - 1 - 2 - 2

基準 8 - 1 - 2 に規定する専任教員については，その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。

解釈指針 8 - 1 - 2 - 3

基準 8 - 1 - 2 に規定する専任教員は，大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 9 条に規定する教員の数に算入することができない。

解釈指針 8 - 1 - 2 - 4

基準 8 - 1 - 2 に規定する専任教員は，平成 25 年度までの間，解釈指針 8 - 1 - 2 - 3 の規定にかかわらず，同基準に規定する教員の数 $\frac{1}{3}$ を超えない範囲で，大学設置基準第 13 条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第 9 条に規定する教員の数に算入することができるものとする。ただし，大学院設置基準第 9 条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には，基準 8 - 1 - 2 に規定する専任教員の数 $\frac{1}{3}$ すべてを算入することができる。

教員の情報開示に関する資料（自己点検及び自己評価の結果，HP 等）
教員一覧（別紙様式 3）
授業科目別専任教員数一覧（別紙様式 4）

8 - 1 - 3

教員の採用及び昇任に関し，教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

教員の採用及び昇任に関する規程

8 - 2 専任教員の配置と構成

8 - 2 - 1

法科大学院には，専攻ごとに，平成 11 年文部省告示第 175 号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数 $\times 1.5$ の数（小数点以下の端数があるときは，これを切り捨てる。）に，同告示の第 2 号，別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員 \times 数を加えた数の専任教員を置くとともに，同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員 1 人当たりの学生の収容定員に $\frac{3}{4}$ を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは，これを切り捨てる。）につき 1 人の専任教員が置かれていること。

解釈指針 8 - 2 - 1 - 1

基準 8 - 2 - 1 の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は，専門職学位課程たる法科大学院について 1 専攻に限り専任教員として取り扱われていること。

解釈指針 8 - 2 - 1 - 2

基準 8 - 2 - 1 の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員 $\frac{1}{2}$ 以上の数は，原則として教授であること。

解釈指針 8 - 2 - 1 - 3

法律基本科目（憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法）については，いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれていること。

解釈指針 8 - 2 - 1 - 4

入学定員 101～199 人の法科大学院については，法律基本科目のうち民法に関する分野を含む少なくとも 3 科目について複数の専任教員を置いていること。入学定員 200 人以上の法科大学院については，法律基本科目のうち，公法系 4 名，刑事法系 4 名，民法に関する分野 4 名，商法に関する分野 2 名，民事訴訟法に関する分野 2 名以上の専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

解釈指針 8 - 2 - 1 - 5

各法科大学院は，その教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる場合には，基準 8 - 2 - 1 に定める数を超えて，専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。

教員一覧（別紙様式 3）

8 - 2 - 2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

解釈指針 8 - 2 - 2 - 1

基礎法学・隣接科目，展開・先端科目について，法科大学院の理念や教育目的に応じた専任教員が置かれていること。

解釈指針 8 - 2 - 2 - 2

専任教員の年齢構成に著しい偏りがないように努めていること。

教員一覧（別紙様式 3）

8 - 3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

8 - 3 - 1

基準 8 - 2 - 1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は，専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し，かつ，高度の実務の能力を有する者であること。

解釈指針 8 - 3 - 1 - 1

基準 8 - 3 - 1 で規定する実務家教員は，その実務経験との関連が認められる科目を担当していること。

解釈指針 8 - 3 - 1 - 2 （専任教員以外の者を充てる場合のみ）

基準 8 - 3 - 1 に規定するおおむね 2 割の専任教員の数に 3 分の 2 を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは，これを四捨五入する。）の範囲内については，専任教員以外の者を充てることができる。その場合には，1 年につき 6 単位以上の授業科目を担当し，かつ，教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担う者であること。

教員一覧（別紙様式 3）

8 - 3 - 2

基準 8 - 3 - 1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

教員一覧（別紙様式3）

8 - 4 専任教員の担当科目の比率

8 - 4 - 1

各法科大学院における教育上主要と認められる科目は、原則として専任教員がこれを担当提供していること。

解釈指針 8 - 4 - 1 - 1

必修科目のおおむね7割以上は、専任教員が提供していること。

開講科目一覧（別紙様式1）

8 - 5 教員の教育研究環境

8 - 5 - 1

法科大学院の教員の授業負担は、各年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

解釈指針 8 - 5 - 1 - 1

各専任教員の授業負担は、他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、多くとも年間30単位以下であることとし、年間20単位以下にとどめられていることが望ましい。

教員一覧（別紙様式3）

8 - 5 - 2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

専任教員の処遇に関する資料

8 - 5 - 3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

職員の配置等に関する資料

第9章 管理運営等

9 - 1 管理運営の独自性

9 - 1 - 1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

解釈指針 9 - 1 - 1 - 1

法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下、「法科大学院の運営に関する会議」という。）が置かれていること。

法科大学院の運営に関する会議は、当該法科大学院の専任教授により構成されていること。

ただし、当該法科大学院の運営に関する会議の定めるところにより、助教授その他の職員を加えることができる。

解釈指針 9 - 1 - 1 - 2

専任の長が置かれていること。

解釈指針 9 - 1 - 1 - 3

法科大学院の教育課程，教育方法，成績評価，修了認定，入学者選抜及び教員の人事その他運営に関する重要事項については，法科大学院の運営に関する会議における審議が尊重されていること。

解釈指針 9 - 1 - 1 - 4

平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者については，法科大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう配慮されていること。

教員一覧（別紙様式3）
組織規則

9 - 1 - 2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され，職員が適切に置かれていること。

解釈指針 9 - 1 - 2 - 1

法科大学院の管理運営のための事務体制及び職員の配置は，法科大学院の設置形態及び規模等に応じて，適切なものであること。

解釈指針 9 - 1 - 2 - 2

法科大学院の管理運営を適切に行うために，職員の能力の向上を図るよう努めていること。

事務組織図
SD研修会の実施状況等
管理運営組織の業務内容，人員配置状況

9 - 1 - 3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

解釈指針 9 - 1 - 3 - 1

法科大学院の設置者が、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。

解釈指針 9 - 1 - 3 - 2

法科大学院の設置者が、法科大学院において生じる収入又は法科大学院の運営のために提供された資金等について、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。

解釈指針 9 - 1 - 3 - 3

法科大学院の設置者が、法科大学院の運営に係る財政上の事項について、法科大学院の意見を聴取する適切な機会を設けていること。

予算・決算に関する資料

9 - 2 自己点検及び評価

9 - 2 - 1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

自己点検及び評価に関する規程
自己点検及び評価の活動状況に関する資料
自己点検及び評価書
自己点検及び評価結果の掲載された刊行物，H P

9 - 2 - 2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

解釈指針 9 - 2 - 2 - 1

法科大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていることが望ましい。

自己点検及び評価に関する規程
自己点検及び評価の実施体制に関する資料
自己点検及び評価書

9 - 2 - 3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

解釈指針 9 - 2 - 3 - 1

自己点検及び評価においては、当該法科大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、かかる目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。

自己点検及び評価に対する各種委員会等の体制に関する資料

9 - 2 - 4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

解釈指針 9 - 2 - 4 - 1

法科大学院の自己点検及び評価に対する検証を行う者については、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含んでいること。

自己点検及び評価の検証に関する資料

9 - 3 情報の公表

9 - 3 - 1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書（以下、「法科大学院年次報告書」という。）を、毎年、公表していること。

解釈指針 9 - 3 - 1 - 1

法科大学院年次報告書には、次に掲げる事項が記載されていること。

- (1) 設置者
- (2) 教育上の基本組織
- (3) 教員組織
- (4) 収容定員及び在籍者数
- (5) 入学者選抜
- (6) 標準修了年限
- (7) 教育課程及び教育方法
- (8) 成績評価及び課程の修了
- (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度
- (10) 修了者の進路及び活動状況

解釈指針 9 - 3 - 1 - 2

法科大学院年次報告書については、機構に対して、公表後すみやかに提出されること。

年次報告書
年次報告書を掲載した刊行物，H P

9 - 3 - 2

法科大学院における教育活動等の状況について、刊行物又はインターネット上のホームページへの掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

教育活動等の掲載された刊行物，HP

9 - 4 情報の保管

9 - 4 - 1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

解釈指針 9 - 4 - 1 - 1

「評価の基礎となる情報」には、基準 9 - 2 - 1 に規定する自己点検及び評価に関する文書並びに基準 9 - 3 - 1 に規定する公表に係る文書を含む。

解釈指針 9 - 4 - 1 - 2

評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から 5 年間保管されていること。

解釈指針 9 - 4 - 1 - 3

「適切な方法での保管」とは、機構の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。

保管されている情報の種類及び保管方法に関する資料

第 10 章 施設、設備及び図書館等

10 - 1 施設の整備

10 - 1 - 1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

解釈指針 10 - 1 - 1 - 1

教室、演習室及び実習室は、当該法科大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質及び数が備えられていること。

解釈指針 10 - 1 - 1 - 2

教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき 1 室が備えられていること、非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

解釈指針 10 - 1 - 1 - 3

教員が学生と面談することのできる十分なスペースが確保されていること。

解釈指針 10 - 1 - 1 - 4

すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行えるだけのスペースが確保されていることが望ましい。

解釈指針 10 - 1 - 1 - 5 (後段のみ)

学生の自習室については、学生が基準 10 - 3 - 1 で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。

自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。

解釈指針 10 - 1 - 1 - 6

法科大学院の図書館等を含む各施設は、当該法科大学院の専用であるか、又は、法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

法科大学院管理の施設の概要・見取り図など
施設の整備計画・利用計画

10 - 2 設備及び機器の整備

10 - 2 - 1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

施設に備えられた設備・機器リスト

10 - 3 図書館の整備

10 - 3 - 1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が備えられていること。

解釈指針 10 - 3 - 1 - 1

法科大学院の図書館は、当該法科大学院の専用であるか、又は、法科大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。

解釈指針 10 - 3 - 1 - 2

法科大学院の図書館には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。

解釈指針 10 - 3 - 1 - 3

図書館の職員は、司書の資格及び法情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。

解釈指針 10 - 3 - 1 - 4

法科大学院の図書館には、その法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料が適切に備えられていること。

解釈指針 10 - 3 - 1 - 5

法科大学院の図書館の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。

解釈指針 10 - 3 - 1 - 6

法科大学院の図書館には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。

解釈指針 10 - 3 - 1 - 7

法科大学院の図書館には、その法科大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果をあげるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

図書館案内

図書館に携わる職員に関する資料

図書及び資料に関するデータ

図書館に備えられた設備・機器リスト

開講科目一覧

学期区分： _____ を採用

大学大学院 研究科 専攻

分類	科目名	シラバス ページ数	年次	期間	時間 (分)	単位数	必修・選択	開講方法	受講生数 (LS外の学生)	授業方法 (形態)	担当教員		開講単位数 合計	授業内容の概要	備考
											名前	分類			
法律基本科目	公法系科目 (憲法・行政法)													/	
	民事系科目 (民法・商法・民事訴訟法)														
	刑事系科目 (刑法・刑事訴訟法)														
法律実務基礎科目	法曹倫理														
	民事訴訟実務の基礎														
	刑事訴訟実務の基礎														
	法情報調査														
	法文書作成														
	模擬裁判														
	ローヤリング クリニック														
	エクスターンシップ														
基礎法学・隣接科目															
展開・先端科目															
その他															

1. 採用している学期区分(semester制, trimester制等)を明示してください。
2. 配当年次が複数ある場合(例えば, 2, 3年次配当)は, 当該配当年次をすべて記述してください。
3. 開講方法について, 「毎年, 隔年」の種別で記述し, 隔年開講に関しては, 今年度開講していれば(), 開講していなければ(x)をあわせて記述してください。
4. 担当教員の分類については, 別紙様式3の「専, 専・他, 実・専, 実・み, 兼任, 兼任」により, 記述してください。

学生数の状況

各年度5月1日現在

大学大学院 研究科 専攻

入学定員関係

	種別	入学定員	志願者数	合格者数	入学者数	入学者数内訳				入学者のうち実務の経験を有するもの(内数)
						自校出身者	自大学の法学関係以外の学部出身者	他大学の法学関係の学部出身者	他大学の法学関係以外の学部出身者	
平成 年度	法学未修者 法学既修者									
平成 - 1年度										
平成 - 2年度										
平成 - 3年度										
平成 - 4年度										

社会人の定義について

他学部出身者の定義について

- 6 4 -

在籍者数関係(平成 年度)

	1年次	2年次	3年次
	在籍者数	在籍者数	在籍者数
法学既修者			
法学未修者			
合 計			

在籍者数関係(平成 - 1年度)

	1年次	2年次	3年次
	在籍者数	在籍者数	在籍者数
法学既修者			
法学未修者			
合 計			

在籍者数関係(平成 - 2年度)

	1年次	2年次	3年次
	在籍者数	在籍者数	在籍者数
法学既修者			
法学未修者			
合 計			

在籍者数関係(平成 - 3年度)

	1年次	2年次	3年次
	在籍者数	在籍者数	在籍者数
法学既修者			
法学未修者			
合 計			

在籍者数関係(平成 - 4年度)

	1年次	2年次	3年次
	在籍者数	在籍者数	在籍者数
法学既修者			
法学未修者			
合 計			

1. 自校出身者とは、当該法科大学院を設置している大学の主として法学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者をいいます。
2. 入学者の種別を詳細に設定している大学にあっては、上記内容を基本としつつ、適切な様式に変えて記述してください。
3. 社会人、他学部出身者の定義について、簡潔に記述してください。
4. 長期履修制度を採用している場合等は、上記様式を基本として、適宜様式を変更して記述してください。

[]は単位数, ()は他大学, 専攻名等

教員名	年齢	性別	職名	分類	種別	専門分野	担当科目	自大学他専攻等担当科目	他大学等担当科目	年間総単位数	備考

分類	記号	種別	数(人)
専任教員	専	教授	
		助教授	
		その他	
専任ではあるが、他の学部・大学院の専任教員	専・他	教授	
		助教授	
		その他	
実務家・専任	実・専	教授	
		助教授	
		その他	
実務家・みなし専任(年間6単位数以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)	実・み	教授	
		助教授	
		その他	
兼任(学内の他学部等の教員)	兼任	教授	
		助教授	
		その他	
兼任(他の大学等の教員等)	兼任	教授	
		助教授	
		その他	

1. 分類について、「専、専・他、実・専、実・み、兼任、兼任」により、記述してください。
2. 担当科目について、集中講義は(集)、オムニバス授業は(オ)と記述してください。
3. 年間総単位数は「担当科目、自大学他専攻等担当科目、他大学等担当科目」の合計を記述してください。
4. 教員の年齢、性別について、機構へ提出する年次報告書には記載を必要とするが、他へ公表する年次報告書に記載を求めものではありません。

授業科目別専任教員数一覧

大学大学院 研究科 専攻

	憲法	行政法	民法	商法	民事 訴訟法	刑法	刑事 訴訟法	基礎法学・ 隣接科目	展 開 ・ 先端科目	その他	合 計
教授											0
助教授											0
その他											0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

1. 当該表における専任教員とは、別紙様式3の「専、専・他、実・専、実・み」のことをいいます。

修了者の科目分類別修得単位数一覧

大学大学院 研究科 専攻
平成 年度修了

科目区分 学生区分	法律基本科目			法律実務 基礎科目	基礎法学・ 隣接科目	展開・ 先端科目	その他	合計	修了試験 の合否
	公法系	民事系	刑事系						

1. 修了試験の合否については、修了試験を実施している場合にのみ、記述してください。
2. 学生区分については情報の提示を行うに当たって支障のない区分としてください。

評価報告書イメージ

法科大学院認証評価
評価報告書

大学大学院 研究科 専攻

平成 年 月
独立行政法人
大学評価・学位授与機構

大学大学院 研究科 専攻

・認証評価結果

大学評価・学位授与機構は 大学大学院 研究科 を機構が定める法科大学院認証評価基準に適合している旨、認定する。

(満たしていない場合)
大学大学院 研究科は大学評価・学位授与機構が定める法科大学院認証評価基準を満たしていない。理由)
- - を満たしていない。

-1-

大学大学院 研究科 専攻

・現況及び特徴

1 現況
(1) 組織名及び研究科・専攻等名
(2) 所在地
(3) 学生数及び教員数

2 特徴

-2-

大学大学院 研究科 専攻

・目的
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

-3-

大学大学院 研究科 専攻

・章ごとの評価結果

第1章 教育目的

1 評価結果
独立行政法科大学評価・学位授与機構の定めた認証評価基準の第1章のすべての基準を満たしており、優れている。
(根拠理由)
基準を満たしていると判断した場合の記述については要検討

2 優れた点及び改善を要する点等
.....
.....
.....

-4-

大学大学院 研究科 専攻

第 章

1 評価結果
独立行政法科大学評価・学位授与機構の定めた認証評価基準の第 章のうち、, を満たしていない。
(根拠理由)
・基準 - - については、...の点が...
...であるため、基準を満たしていない。

2 優れた点及び改善を要する点等
.....
.....
.....

- -

大学大学院 研究科 専攻

(略)

- -

大学大学院 研究科 専攻

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価結果
独立行政法科大学評価・学位授与機構の定めた認証評価基準の第10章のすべての基準を満たしており、優れている。
(根拠理由)
基準を満たしていると判断した場合の記述については要検討

2 優れた点及び改善を要する点等
.....
.....
.....

- -

大学大学院 研究科 専攻

・意見の申立て及びその対応

1) 申立ての内容 2) 申立てへの対応
.....
.....
.....
.....

- -

注) [影線部分] は、対象法科大学院から提出された自己評価書等からの転載部分です。

独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う法科大学院認証評価の要請について

大学名

学長名

印

本学は、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う法科大学院認証評価の実施を下記のとおり要請します。

記

1. 評価の種類 本評価 (追評価) (予備評価)

2. 実施年度 平成 年度実施

本評価を要請し、機構から適格認定を受けた場合は、評価実施年度の翌年から次の本評価までの間、もしくは他の評価機関に評価を要請し評価結果を受けるまでの間、機構が定める「年次報告書」を毎年機構に提出することに同意します。

事務連絡先等

組 織 名 _____

組織の長名 _____

所 在 地 _____

担当部署名 _____

事務担当者名 _____

職 名 _____

電 話 番 号 _____

F A X 番 号 _____

E-mail アドレス _____

他の評価機関で適格認定を受けている場合のみ，記述してください。

評価を受けた評価機関名 _____

評価を受けた年度 平成_____年度

